

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2018年度中間期末			2019年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,980	3,000	20	6,104	6,176	72
	その他	10,000	10,439	439	10,000	10,475	475
	小計	12,980	13,439	459	16,104	16,652	547
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	840	834	△ 5	356	352	△ 4
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	840	834	△ 5	356	352	△ 4
合計		13,820	14,273	453	16,461	17,004	543

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

種類	2018年度中間期末	2019年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	7,385	7,385
関連法人等株式	—	—
投資事業組合出資金	1,230	890
合計	8,616	8,276

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年度中間期末			2019年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,394	15,203	27,191	22,164	10,560	11,603
	債券	281,603	274,965	6,638	353,647	343,502	10,145
	国債	15,365	15,214	150	15,204	15,077	126
	地方債	172,581	168,313	4,267	209,714	203,139	6,574
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	93,657	91,437	2,219	128,728	125,284	3,444
	その他	45,248	43,929	1,318	68,101	65,664	2,437
	小計	369,246	334,097	35,148	443,913	419,726	24,186
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	849	913	△ 63	3,029	3,775	△ 745
	債券	58,081	58,665	△ 584	13,348	13,505	△ 156
	国債	19,118	19,551	△ 433	10,056	10,210	△ 154
	地方債	17,532	17,619	△ 86	797	800	△ 2
	短期社債	1,999	1,999	—	1,999	1,999	—
	社債	19,430	19,494	△ 64	494	495	△ 0
	その他	37,906	39,483	△ 1,577	17,054	18,272	△ 1,217
	小計	96,838	99,062	△ 2,224	33,433	35,552	△ 2,119
合計		466,084	433,160	32,924	477,346	455,279	22,067

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

種類	2018年度中間期末	2019年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,455	1,455
その他	19	15
合計	1,474	1,470

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。